

書かない窓口システム導入事業委託プロポーザル審査委員会要領
(設置)

第1条 書かない窓口システム導入事業委託契約の相手方を選定するためのプロポーザル方式による契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、書かない窓口システム導入事業委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領の策定に関すること。
- (2) 事業者選定に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (4) その他の必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員6人をもって組織する。

- 2 委員長は、企画財政部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、市民部長、企画財政部企画政策課長、同部デジタル推進課長、市民部市民課長、健康福祉部障害福祉課長及び子ども家庭部子ども育成課長の職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部デジタル推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年1月27日から施行する。